

○藤沢市青少年問題協議会条例

昭和33年3月20日

条例第39号

改正 昭和35年10月4日条例第15号

昭和38年7月1日条例第1号

昭和40年3月30日条例第40号

昭和46年3月26日条例第16号

昭和59年3月15日条例第9号

平成12年9月13日条例第14号

平成12年9月13日条例第15号

平成26年2月27日条例第19号

平成31年3月15日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき、藤沢市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和46条例16・平成12条例15・平成30条例36・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員24人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 藤沢市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

(平成26条例19・全改)

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(昭和40条例40・一部改正)

(副会長)

第4条 協議会に副会長1人を置く。

- 2 副会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(昭和40条例40・平成12条例15・一部改正)

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(平成12条例15・一部改正)

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、調査審議を行う案件ごとに市長が定める

- 2 委員は、再任されることができる。

(平成12条例15・全改)

(定足数及び表決)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平成12条例15・旧第8条繰上・一部改正)

(報酬等)

第8条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

(昭和40条例40・追加, 平成12条例15・旧第9条繰上・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(昭和40条例40・旧第9条繰下, 平成12条例15・旧第10条繰上・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年条例第40号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和46年条例第16号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第9号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)抄

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成13年1月1日から、第3条の規定は平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において藤沢市青少年問題協議会の委員である者のうち第1条の規定による改正前の藤沢市青少年問題協議会条例第2条第1号及び第2号に掲げる者のうちから任命され、又は委嘱された者で市長が指定するものについては、その任期は、その日に満了する。
- 3 平成12年12月31日において藤沢市青少年問題協議会の委員である者のうち第2条の規定による改正前の藤沢市青少年問題協議会条例第2条第2号に掲げる者のうちから委嘱された者で市長が指定するものについては、その任期は、その日に満了する。

附 則(平成12年条例第15号)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に藤沢市青少年問題協議会の委員である者のうち改正前の第2条の規定により委嘱された者は、改正後の同条の規定により任命された委員とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の第2条の規定により任命された委員とみなされる者の任期は、改正前の同条の規定により委嘱された日から、起算する。

附 則(平成26年条例第19号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第36号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。